

広島県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

平成二十九年三月二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病 院	医療法人紅萌会 福山記念病院	福山市王子町一丁目 4番5号	所在地	福山市港町一丁目15番 30号
病 院	医療法人健応会 福山リハビリテー ション病院	福山市三吉町四丁目 1番15号	所在地	福山市明神町二丁目 15番41号